

植木地区における「し尿等の処理」について

1 背景

植木地区の家庭ごみ、し尿は、山鹿植木広域行政事務組合(以下、事務組合)において共同処理を行ってきたが、令和3年度末までにクリーンセンター(焼却施設)、リサイクルプラザ(資源物選別施設)が閉鎖され、現在、山鹿衛生処理センター(し尿処理施設)、最終処分場(埋立地)のみ共同処理を行っている。

植木地区のし尿等については、事務組合が所有する山鹿衛生処理センターで処理しているが、老朽化に伴い令和6年度末をもって廃止予定である。

そのため、令和3年3月、山鹿市と協定書を締結し、山鹿市の下水処理を行っている山鹿浄水センターに前処理施設の建設等を行い、共同で活用することとしている。

2 施設の概要

| 現(～令和6年度) | | 新(令和7年度～) | |
|-----------|---------------------|-----------|-------------------------|
| 名称 | 山鹿衛生処理センター | 名称 | 山鹿浄水センター |
| 所有者 | 山鹿植木広域行政事務組合 | 所有者 | 山鹿市 |
| 所在地 | 山鹿市山鹿2055 | 所在地 | 山鹿市山鹿2057 |
| 処理能力 | 92m ³ /日 | 処理能力 | 24,600m ³ /日 |
| 敷地面積 | 4,504m ² | 敷地面積 | 34,274m ² |

3 本市負担(見込み)

(1)建設工事費

- 山鹿市が建設工事を実施し、その負担割合は、前処理施設へのし尿等の流入量で算出。

≪建設工事費≫ 約14億4千万円(山鹿市において契約済)

うち、熊本市負担額 約1億9千万円 (年間 約1千3百万円)

※国庫補助金 1/2、起債 1/2 とし、交付税措置後の経費を両市で負担
※償還期間は令和7年度から15年間 (利息等が別途必要)

(2)維持管理費

- 負担割合は、前処理施設へのし尿等の流入量で算出。

≪維持管理費≫ 約1億2千7百万円 (年間)

うち、熊本市負担額 約6千6百万円 (年間)

※建設する前処理施設や山鹿浄水センターの維持管理費(一部)、し尿等の処理費、減価償却費等を両市で負担

4 今後のスケジュール

| | |
|-------|--|
| 令和5年度 | 4月 山鹿浄水センター(山鹿市所有)に前処理施設等の建設工事着工 |
| | 3月 令和6年第1回定例会議案提出予定 ・事務の委託(山鹿浄水センター) ・規約の変更(山鹿衛生処理センター) ・財産処分(山鹿衛生処理センター) ※両市で同時に議案を提出する予定 |
| 令和6年度 | 4月 山鹿浄水センター(山鹿市所有)の事務委託に関する規約等の締結 |
| | 12月 山鹿浄水センター(山鹿市所有)の工事完了 |
| | 3月 山鹿衛生処理センター(事務組合所有)の共同処理の終了 |
| 令和7年度 | 4月 山鹿浄水センター(山鹿市所有)の供用開始 |
| 令和8年度 | 山鹿衛生処理センター(事務組合所有)の解体工事 |